

寄 附 行 為

学校法人 タイケン学園

学校法人 タイケン学園寄附行為

総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人タイケン学園と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を東京都板橋区成増一丁目12番19号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、私立大学及び私立専修学校（以下「学校」という。）を設置し、学校教育を行い、関連業界で活躍できる有益な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 日本ウェルネススポーツ大学 スポーツプロモーション学部 スポーツプロモーション学科（通信教育課程）
- (2) 日本ウェルネススポーツ専門学校 社会体育専門課程 スポーツビジネス専門課程
教育・社会福祉専門課程
- (3) 日本ペットアンドアニマル専門学校 動物管理専門課程
- (4) 日本ウェルネススポーツ専門学校新潟校 文化・教養専門課程
- (5) 日本ウェルネススポーツ専門学校広島校 文化・教養専門課程
- (6) 日本ウェルネス歯科衛生専門学校 歯科衛生専門課程
- (7) 日本ウェルネススポーツ専門学校北九州校 社会体育専門課程
- (8) 日本グローバル専門学校 商業ビジネス専門課程

(収益事業)

第4条の2 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) 不動産賃貸業
- (2) 他に分類されない教育、学習支援業（東京都委託訓練「離職者等再就職訓練等」）

第3章 役員及び理事会

(役 員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 6人
- (2) 監 事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事のうち1人を副理事長とすることができ、理事長が選任する。副理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次に掲げる者とする。

(1) 日本ウェルネス大学の学長

(2) 日本ウェルネススポーツ専門学校の校長

(3) 日本ペットアンドアニマル専門学校の校長

(4) 評議員のうちから、評議員会において選任した者 2人

(5) 学識経験者(校長又は評議員である者を除く。)のうち、理事会において選任した者1人

2 前項第1号から第4号の理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

3 第1項第1号から第3号の理事が、同号の他の学長又は校長を兼ねる場合には、理事の定数は当該兼任数を減じた数とする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員(校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(親族関係等の制限)

第8条 この法人の理事のうちには、各理事について、その親族その他特殊の関係がある者が1人を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにその法人の職員が含まれることになってはならない。

3 この法人の監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(役員任期)

第9条 役員(第6条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でもその後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内

に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(役員報酬)

第12条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(理事会)

第13条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求があった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもってこれに充てる。

8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

9 理事会は、この寄附行為に別段の定めのある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示

した者は、出席者とみなす。

11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第14条 法令及びこの寄附行為の規定により評議委員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することが出来る。

(理事長の職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その職務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第16条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第17条 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第18条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議委員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議委員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(議事録)

第19条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第4章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第20条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、13人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。
- 9 前項の場合において、評議委員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思表示をした者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は評議員として議決に加わることが出来ない。

(諮問事項)

第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 収益事業に関する重要事項
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第22条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産及び収支の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者 9人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから理事会において選任した者 2人
- (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 2人

2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

第24条 評議員のうちには、役員の1人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員の1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 第8条第1項、第11条及び第12条の規定は、評議員について準用する。(この場合において、第8条第1項中「理事」とあるのは「評議員」と、第11条及び第12条中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。)

(任期)

第25条 評議員の任期は4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(議事録)

第26条 第19条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第1項中「理事会」とあるのは「評議員会」と、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(評議員の解任及び退任)

第27条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

第5章 資産及び会計

(資産)

第28条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産で基本財産及び収益事業用財産以外の財産をいう。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の財産処分の制限)

第30条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ないときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第31条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第32条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の収入をもって支弁する。

(会計)

第33条 この法人の会計は、学校法人会計基準によりおこなう。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算及び事業計画)

第34条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第35条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第36条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第37条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第18条第3号の監査報告書を各事務所に備えておき、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第38条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、毎会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散及び合併

(解 散)

第40条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3

分の2以上の議決

(3) 合併

(4) 破産手続開始の決定

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(合 併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において、理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第42条 この法人が解散をした場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人（準学校法人を含む。）又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第43条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届出なければならない。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第44条 この法人は、第37条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書

(3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

(4) その他この法人及び設置する学校の運営に必要な書類及び帳簿

(法令手続きの励行)

第45条 この法人（設置する学校を含む。）を管理するについて、法令の定めるところにより行うことの必要な申請・届その他の手続きは、事案あるごとに、速やかにこれを行なわなければならない。

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、学校法人タイケン学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第47条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及び設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、東京都知事の認可の日（平成9年10月30日）から施行する。

- 2 第23条第1項第2号に規定する評議員の選任について、同号の規定中「この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上のものうちから」とあるのは当該学校の卒業生が年齢25年に達するまでの間、「この法人の設置する学校の在籍生の父母で年齢25年以上のものうちから」と読み替えるものとする。

- 3 この法人の組織変更時の役員は、次のとおりとする。

理 事（理事長）	柴岡 三千夫
理 事	柴岡 ひろみ
理 事	益谷 一夫
理 事	山徳 昌行
理 事	畑 満秀
理 事	岡本 卓夫
理 事	山口 和彦
監 事	森川 修
監 事	江川 美奈子

附 則

この寄附行為は、東京都知事の認可の日（平成14年3月5日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、東京都知事の認可の日（平成16年1月16日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、東京都知事の認可の日（平成16年12月24日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、東京都知事の認可の日（平成17年3月22日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、東京都知事の認可の日（平成18年5月23日）から施行する。

附 則

（東京都知事認可日 平成18年9月29日）

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

（東京都知事認可日 平成20年2月15日）

この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

（東京都知事認可日 平成20年8月1日）

この寄附行為は、平成20年8月1日から施行する。但し、第4条第1号については、平成21年4月1日から施行する。

附 則

（東京都知事認可日 平成21年7月31日）

この寄附行為は、平成21年7月31日から施行する。

附 則

この法人の組織変更時の役員は、次のとおりとする。

理 事（理事長）	柴岡 三千夫
理 事	長尾 莊七
理 事	柴岡 信一郎
理 事	益谷 一夫
理 事	畑 満秀
理 事	金森 久雄
理 事	小澤 陽一
監 事	渋井 二三男
監 事	齊藤 勝

この寄付行為は、文部科学大臣の認可の日(平成23年10月24日)から施行する。

附 則

この寄付行為は、文部科学大臣の認可の日(平成24年12月7日)から施行する。

附 則

この寄付行為は、文部科学大臣の認可の日(平成27年12月17日)から施行する。

附 則

この寄付行為は、文部科学大臣の認可の日(平成29年3月21日)から施行する。

附 則

この寄付行為は、文部科学大臣の認可の日(平成29年3月29日)から施行する。

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p><u>第4条</u> この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 日本ウェルネススポーツ大学 スポーツプロモーション学部 スポーツプロモーション学科 (通信教育課程)(<u>通学課程</u>)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p><u>附則</u> この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成 年 月 日)から施行する。</p>	<p>(設置する学校)</p> <p><u>第4条</u> この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 日本ウェルネススポーツ大学 スポーツプロモーション学部 スポーツプロモーション学科 (通信教育課程)(<u>新設</u>)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p>

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類											
区 分		年 度		28 年度	開設年度の前年度	開設年度	31 年度	32 年度	33 年度	合 計	
				借用 契約期間：30年（平成23年2月14日から平成53年2月13日まで） 契約相手方：茨城県北相馬郡利根町町長 遠山 務							
設置経費	校 地 (うち造成費)										
	施 設	基 準 内	0 千円	740,740 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	740,740 千円	
		基 準 外	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	
	設 備	図 書	0 千円	700 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	700 千円	
		教 具 校 具 備 品	0 千円	127,100 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	127,100 千円	
小 計		0 千円	868,540 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	868,540 千円		
新設校の開設年度の経常経費											
合 計		0 千円	868,540 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	868,540 千円		
既設校からの 転共用	施 設	基 準 内	20,721 千円								
		基 準 外	0 千円								
	設 備	図 書	223 千円								
		教具・校具・備品	12,955 千円								

様式第4号その4（第11条関係）

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	868,540千円	平成28年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金1,989,328千円のうち868,540千円を財源に充当
合 計	868,540千円	

様式第6号その2（第11条関係）

財 産 目 録 総 括 表				
科 目	年 度	27年度末 (開設年度から3年前の年度)	28年度末 (開設年度の前々年度)	申 請 時 (29年3月31日)
一 基本財産		3,161,145千円	3,289,931千円	3,289,931千円
二 運用財産		1,709,408千円	1,999,078千円	1,999,078千円
三 負債額		751,037千円	875,514千円	875,514千円
1 固定負債		87,614千円	52,118千円	52,118千円
2 流動負債		663,423千円	823,396千円	823,396千円
四 基本財産＋運用財産		4,870,553千円	5,289,009千円	5,289,009千円
五 純資産（四－三）		4,119,516千円	4,413,495千円	4,413,495千円

貸借対照表

平成29年3月31日

<総括表>

(単位 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	3,289,931,052	3,161,145,394	128,785,658
有形固定資産	3,282,912,107	3,158,915,949	123,996,158
特定資産	0	0	0
その他の固定資産	7,018,945	2,229,445	4,789,500
流動資産	1,999,077,762	1,709,407,528	289,670,234
資産の部合計	5,289,008,814	4,870,552,922	418,455,892
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	52,118,000	87,614,000	▲ 35,496,000
流動負債	823,396,033	663,422,649	159,973,384
負債の部合計	875,514,033	751,036,649	124,477,384
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金			
第1号基本金	1,743,204,730	1,670,751,923	72,452,807
第2号基本金	0	0	0
第3号基本金	0	0	0
第4号基本金	32,300,000	32,300,000	0
繰越収支差額	2,637,990,051	2,416,464,350	221,525,701
純資産の部合計	4,413,494,781	4,119,516,273	293,978,508
負債及び純資産の部合計	5,289,008,814	4,870,552,922	418,455,892

様式第7号その1 (第11条関係)

事業計画及びこれに伴う予算書
事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
29年度	第2校舎(基準内)新築工事	茨城県北相馬郡利根町大字布川1649番 木造2階建 1,301.77㎡	29年5月着工 30年2月完成予定	日本ウェルネススポーツ大学通学課程専用
	第2校舎B棟、演習室改修整備工事、器機設置	鉄筋コンクリート2階建1棟、3階建1棟、鉄骨構造演習室 2,936.6㎡	29年6月着工 30年2月完成予定	日本ウェルネススポーツ大学通信教育課程 日本ウェルネススポーツ大学通学課程
	第1校舎演習室A、B改修工事、器機設備	鉄筋造 1,204㎡	29年6月着工 30年2月完成予定	日本ウェルネススポーツ大学通学課程専用
	第1校舎、校舎改修整備工事、器機整備	鉄筋コンクリート3階建2棟 2,721.8㎡	29年5月着工 30年2月完成予定	日本ウェルネススポーツ大学通信教育課程 日本ウェルネススポーツ大学通学課程
	第1校舎エレベータ棟設置、整備工事	鉄筋コンクリート3階建2棟 40㎡	23年5月着工 30年2月完成予定	日本ウェルネススポーツ大学通信教育課程 日本ウェルネススポーツ大学通学課程
	第1校舎講義室2室改修整備工事、器機整備	鉄骨造2階建1棟 267㎡	29年7月着工 30年2月完成予定	日本ウェルネススポーツ大学通学課程専用
	図書	教養・スポーツビジネス 専門図書類	30年2月納入	日本ウェルネススポーツ大学通学課程専用
	教具	情報処理のためのLAN整備 パソコンLAN整備等一式	29年12月納入	日本ウェルネススポーツ大学通学課程専用
		人体解剖チャート等288台	29年12月納入	日本ウェルネススポーツ大学通学課程専用
	校具	事務用机・応接セット等2,553台	29年12月納入	日本ウェルネススポーツ大学通学課程専用
電話機・更衣ロッカー等264台		29年12月納入	日本ウェルネススポーツ大学通学課程専用	
備品	車両 日産シビリアン	29年10月納入	日本ウェルネススポーツ大学通学課程専用	
30年度	該当なし			
31年度	該当なし			
32年度	該当なし			
33年度	該当なし			

様式第10号その1 (第12条関係)

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開 設 年 度	開設2年目	開設3年目	完 成 年 度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生等納付金収入		103,720	179,700	263,850	344,550
手数料収入		2,520	920	920	920
寄付金収入		0	0	0	0
補助金収入		0	0	0	0
資金運用収入		0	0	0	0
資産売却収入		0	0	0	0
事業収入		0	0	0	0
雑収入		40	40	40	40
借入金収入		0	0	0	0
前受金収入		34,840	50,410	66,160	66,260
その他収入		17,850	17,858	17,857	17,853
資金収入調整勘定		0	△ 34,840	△ 50,410	△ 66,160
前年度繰越支払資金		0	△ 81,495	△ 80,337	△ 41,176
収入の部合計		158,970	132,593	218,080	322,287

(支出の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開 設 年 度	31年度	32年度	完 成 年 度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出		103,365	99,010	110,980	143,760
教育研究費支出		83,230	60,410	84,440	91,010
管理経費支出		41,270	41,610	51,590	58,033
借入金等利息支出		0	0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0	0
施設関係支出		0	0	0	0
設備関係支出		0	0	0	0
資産運用支出		0	0	0	0
その他の支出		12,600	11,900	12,246	10,854
[予備費]		0	0	0	0
資金支出調整勘定		0	0	0	0
次年度繰越支払資金		△ 81,495	△ 80,337	△ 41,176	18,630
支出の部合計		158,970	132,593	218,080	322,287

様式第10号その2 (第12条関係)

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

年度 科目		開設年度	開設2年目	開設3年目	完成年度	
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分	
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	103,720	179,700	263,850	344,550
		手数料	2,520	920	920	920
		寄付金	0	0	0	0
		経常費等補助金	0	0	0	0
		付随事業収入	0	0	0	0
		雑収入	40	40	40	40
		教育活動収入 計	106,280	180,660	264,810	345,510
	支出	人件費	103,365	99,010	110,980	143,760
		教育研究経費	83,350	60,530	84,560	91,130
		管理経費	41,390	41,730	51,710	58,157
		徴収不能額等	0	0	0	0
教育活動支出 計		228,105	201,270	247,250	293,047	
教育活動収支差額		△ 121,825	△ 20,610	17,560	52,463	
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	0	0	0	0
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0
		教育活動外収入 計	0	0	0	0
	支出	借入金等利息	0	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0
		教育活動外支出 計	0	0	0	0
		教育活動外収支差額	0	0	0	0
経常収支差額		△ 121,825	△ 20,610	17,560	52,463	
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0	0
		その他の特別収入	0	0	0	0
		特別収入 計	0	0	0	0
	支出	資産処分差額	0	0	0	0
		その他の特別支出	0	0	0	0
特別収支差額		0	0	0	0	
〔 予備費 〕		0	0	0	0	
基本金組入前当年度収支差額		△ 121,825	△ 20,610	17,560	52,463	
基本金組入額合計		0	0	0	0	
当年度収支差額		△ 121,825	△ 20,610	17,560	52,463	
前年度繰越収支差額		0	△ 121,810	△ 142,620	△ 125,060	
基本金取崩額		0	0	0	0	
翌年度繰越収支差額		△ 121,825	△ 142,420	△ 125,060	△ 72,597	

(参考)

事業活動収入 計	106,280	180,660	264,810	345,520
事業活動支出 計	228,105	201,270	247,250	293,047